

相山女学園大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判 定

2020（令和2）年度大学評価の結果、相山女学園大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2021（令和3）年4月1日から2028（令和10）年3月31日までとする。

II 総 評

相山女学園大学は、1905（明治38）年に創設され、学園の教育理念「人間になろう」に則った普遍的な人間教育を教育目的としている。2014（平成26）年度から2019（令和元）年度までを対象とした中期計画を策定し、年度ごとにアクションプランを設定して継続的に具体的な改革に取り組んでいる。

内部質保証の全学的な推進体制としては、2018（平成30）年に策定した方針のもと、学長のもとに設置された「大学運営会議」がその責任を負い、学長が各組織に指示を行っており、着実に整備を進めている。また、各組織も組織ごとに内部質保証の責任を負い、具体的な改善に努めている。しかし、「大学運営会議」と「大学協議会」「大学院委員会」の内部質保証システムにおける役割分担が明確になっていない。また、内部質保証推進組織である「大学運営会議」による各学部・研究科に対する改善支援が不十分であるなど、「大学運営会議」と各組織が一体となって内部質保証システムを有効に機能させることができていないため、一層の取組みが望まれる。

教育については、全学的にトータル・ライフデザイン教育を推進し、必修の全学共通科目を設置して早い時期からキャリアデザインに対する意識を涵養するカリキュラムを構築している。今後、トータル・ライフデザイン教育の充実のための施策を実施していくとのことであり、教育理念に基づいた特色ある教育としてより充実することが期待できる。

また、さまざまな学生支援を手厚く実施する体制が確立しており、支援が継続的に保持されていることは評価できる。

一方、一部の研究科において研究指導計画と特定課題の研究成果の審査基準が明示されていないことについては課題であるため、是正されたい。さらに、一部の研究科の定員管理に関しても、一層の改善が求められる。

今後は、「大学運営会議」を中心とした内部質保証推進体制がより機能するように工夫し、全学的な課題の抽出とそれに対する改善・向上の取組みを強化することが期待さ

れる。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

椋山女学園大学は、「人間になろう」という教育理念のもと「椋山女学園大学憲章」（以下、「大学憲章」という。）で、「教育」「研究」「社会貢献」に対する使命を定めている。例えば、「教育」については「1. 明るくのびやかな人間的魅力に溢れる女性を育成します、2. 実学と教養を身につけ、豊かな人間関係の中で自立し、人々と協同する力を育みます、3. 一人ひとりを大切にした教育を実践するための体制や環境を整備します」と定めている。

大学の目的として「深く専門の学術を教授研究し、もって高い知性と豊かな情操を兼ね備えた人間を育成する」ことを定めている。また、大学院学則で、大学院の目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与する人間を育成することを目的とする」と定めている。

それらを踏まえ、全ての学部・研究科においてそれぞれの専門性を考慮しながら、目的を明示している。例えば、生活科学部の目的は「人間生活について、自然、社会及び人文の諸科学を基礎として実践的に考究する総合科学の構築を目指し、人間生活の基本となる衣・食・住に関する専門の学術を総合的かつ科学的に教授研究し、時代の変化及び社会の要請に対応する生活科学の知識を創造することができる人材を養成する」ことである。また、生活科学研究科の目的は「人間生活に関する諸科学の研究の発展を目指し、健康で安全かつ快適な生活の創造に指導的役割を果たすことができ、創造性豊かな優れた研究・教育能力を備えた研究者・大学教員及び高度な専門的知識・能力を備えた高度専門職業人を養成する」ことである。

以上より、大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定している。また、これらの目的は高等教育機関にふさわしいものであり、かつ個性や特徴も示している。

- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を「大学憲章」、大学院学則、「大学の目的に関する規程」及び「大学大学院の目的に関する規程」に明示し、学部の全学生に対して1年次の全学共通科目である「人間論」で周知している。受験生や高等

学校の進路指導教諭に対しては、オープンキャンパス、大学説明会で周知している。また、教職員、学生及び社会に対しては、ホームページ等を通じて公開しており、適切である。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

大学の理念・目的を実現していくために、2013（平成 25）年から「改革アクションプラン」を設定し、実行している。その後、2014（平成 26）年度～2019（令和元）年度までの6年間の中期計画を策定したうえで、6年間の中期計画をより具体化するために、2019（令和元）年度まで年度ごとにアクションプランを設定し、実行してきた。2014（平成 26）年度～2019（令和元）年度の中期計画は、教育理念に基づき教育や学術研究を究め、地域社会における評価を一層高めていくために設定した。さらに、少子化の潮流のなかで社会に求められる女子大学として輝いていくために、入試改革、教育組織の再編、人材と施設の有効的利活用、社会、特に高等学校生徒に対する広報の在り方、グローバル教育、大学ガバナンス体制の改善等を常に模索していくことを目標としていた。中期計画は前半の2014（平成 26）年度～2016（平成 28）年度を第1期、後半の2017（平成 29）年度～2019（令和元）年度を第2期と位置付け、第1期計画を継承し、第2期計画を策定している。年度ごとの計画である「椋山女学園大学改革アクションプラン 2019」では、「1. 中長期計画の策定・公表、2. 内部質保証体制の構築と実質化、3. 教育理念等の共有、4. 魅力ある学部・学科・専攻づくり、5. 教員の資質向上、6. 高大接続、社会連携、国際連携の強化、7. 在学生へのサポート体制の充実、8. 教養教育、キャリア教育、生涯学習等の充実、9. マネジメント体制の確立、10. 教職員像の確立、11. 教育環境の整備、12. 安定した財政基盤の整備」を挙げて、担当部署及び責任者並びに関係会議を明示している。

2013（平成 25）年の大学評価の結果では、明確なPDCAサイクルが機能するよう改善が望まれると指摘された。それを踏まえ、第2期計画は、マネジメント体制の確立に向けて、「全学および学部におけるマネジメント体制を充実し、リーダー層の資質向上とPDCA体制を確立する」とし、「アクションプラン 2019」には、内部質保証体制の構築と実質化の項目を設け、全学及び各担当部署におけるPDCAサイクルを機能させ、2018（平成 30）年度の自己点検・評価で把握した問題点等の改善を組織的に推進するとしており、大学評価の結果を反映した内容となっている。また、アクションプランの実現に向けて、文部科学省の「私立大学等改革総合支援事業」をはじめとした外部資金獲得の取組み、積立計画の策定等を行っている。特に「アクションプラン 2019」の計画及び実行のために、安定的に学生生徒等納付金収入を確保し、必要かつ十分な財政基盤を確立していること、その優先度に応じ

工程表を作成し投資することとしていること等から適切に取り組んでいると判断できる。

以上より、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているといえる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

2018（平成 30）年度に「梶山女学園大学における内部質保証に関する方針」を定め、内部質保証の基本的な方針及び手続を示している。この方針では、大学の中期計画に基づいて単年度のアクションプランを策定し計画的に事業活動を行うこと、各学部・研究科その他の担当部署ごとに自己点検・評価を行うこと、自己点検・評価の結果をもとに毎年アクションプランを改定しPDCAサイクルを機能させること、自己点検・評価の結果を『大学年報』にまとめ、それを基礎にして『認証評価報告書』を作成すること等を定めている。

この方針の制定後、教員に対しては学部教授会を通じて周知し、職員に対しては部課長会報告として各部署で周知した。また、『自己点検・評価報告書』の執筆に伴う説明会でも執筆者を中心に改めて説明することで、方針を共有している。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

大学全体の内部質保証推進の責任を負い、自己点検・評価の中心となるのは大学の教学マネジメントの中心組織である「大学運営会議」であり、学長、学長補佐、学部長、総務部長、企画広報部長及び学務部長が構成員となっている。また、各担当部署の内部質保証の責任を負い、自己点検・評価を行うのは、各学部教授会・研究科委員会等である。

上記のように、内部質保証のための全学的な体制を整備しているが、「大学運営会議」と「大学協議会」及び「大学院委員会」の責任・役割分担については明確でなく、課題がある。また、「大学協議会」「大学院委員会」は、「大学運営会議」がまとめた全学的な自己点検・評価結果の報告の適切性について学長が諮問する機関であるが、学内のさまざまな事項について、両者のいずれが決定権を有しているかという点について、「梶山女学園大学運営会議規準」や「梶山女学園大学協議会規準」等の規程では判別できないため改善が求められる。加えて、「大学協議会」の構成員には、学長を含め「大学運営会議」の主要な構成員が含まれている。つまり、報告書をまとめる機関と、報告書についての諮問を行う機関の構成員の多くが共通している。

以上から、内部質保証のための全学的な方針及び手続を定め、体制を整備しているが、責任・役割分担について課題を残している。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

「椋山女学園大学3つのポリシー策定の基本方針」を定め、これに基づいて各学部・学科・研究科の3つのポリシーを策定することにより、全学、各学部・学科・研究科の3つのポリシーを整合的に定めている。これにより、内部質保証システムが大学の理念・目的の実現に向けた教育活動の実施につながるものとなっている。

内部質保証のプロセスとしては、各学部・研究科等が前年度の問題の改善を行っているかを含めた自己点検・評価を行い、学長に結果を報告する。それに対して学長が、「大学運営会議」における全学的な自己点検・評価の実施等を経たうえで、各担当部署に対して、それぞれの自己点検・評価で問題点として把握した事項について、改善計画書の作成・提出を求める。改善計画書には、目標時期を明示した改善計画を記載する必要がある、この改善計画は次年度のアクションプランに含まれる。このプロセスは、2019（令和元）年度からそれ以前のプロセスに改善を加えた形で行われている。

これに加えて、各学部・研究科等は、自らの自己点検・評価と大学としての自己点検・評価をもとに、それぞれ、ワーキンググループを立ち上げるほか、学科運営組織を設置するなどして、教育改善の取組みを進めている。

このように、大学レベル、各学部・研究科等のレベルでの質保証については、方針・手続や責任の所在等を明示した体制のもとで取り組んでいる。一方で、内部質保証推進組織である「大学運営会議」の自己点検・評価結果に基づき学長が各学部・研究科等に対して改善指示を発した後、各学部・研究科等で具体的な改善が行われる段階において、「大学運営会議」の具体的な改善支援等の関与が見られないことに関しては、改善の必要がある。また、各構成員レベル（授業レベル）での質保証に関しては、取組みが不十分である。

これらの自己点検・評価やさまざまな取組みには、大学IR室が関わり、評価のために必要な情報の収集、管理、分析、提供等に携わっている。

自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために2017（平成29）年に地方自治体、他大学及び民間企業に所属する学外者3名による第三者評価を実施している。なお、「椋山女学園大学における内部質保証に関する方針」では定期的に第三者評価を実施すると定めているものの、定期的な実施には至っていない。

本協会や大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の指摘に対しては、積極的に対応を進めている。

以上から、組織的な体制のもとでエビデンスを踏まえつつ自己点検・評価を行っているが、各構成員レベル（授業レベル）での点検・評価が不十分であることや第

三者評価を定期的実施していないこと等、内部質保証を有効に機能させるためには、今後対応すべき課題が残っている。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、法令その他で公表が求められている情報をホームページで公開している。また、大学全体としての取組みと各学部・研究科等の取組みを、毎年『自己点検・評価報告書』で報告し、それらを『大学年報』として公表している。

これらのことから、社会に対する説明責任を十分に果たしていると評価できる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性や有効性については、2014（平成 26）年の大学評価で「明確なPDCAサイクルが十分構築されているとはいいがたい」という指摘を受けたが、その後、毎年度、各学部・研究科等で自己点検・評価を行い、それを『大学年報』にまとめ公表していることに見られるように、改善に取り組んでいる。

大学全体の 2018（平成 30）年度自己点検・評価では、「PDCAサイクルにおいてCのチェックまでは実施されていたが、『Cを受けてこのように改善された』と根拠を示すことができるほど十分な形でA（act）はなされていない」点がまだ課題として残っていると述べ、これに対して、質保証システムの修正をはかり、2019（令和元）年度からは、「改善計画書」内に「改善計画」を示し、アクションプランを改定することで解消を目指している。この取り組みの結果はまだ出ていないが、今後に期待したい。

なお、この点に関して、アクションプランは大学の中期計画に基づいて毎年度策定するものであることから、改善計画書でアクションプランを改定することによってAを行い、PDCAサイクルを回すのは、直接的には中期計画を達成するための作業である。一方、以前から、各学部・研究科その他の担当部署ごとに自己点検・評価を行い、それを『大学年報』にまとめて『認証評価報告書』を作成するという、自己点検・評価プロセスが存在している。両者は密接に関係しているが、それぞれ独立している。そのため、改善報告書の作成やアクションプログラムの改定というPDCAサイクルは、従来の自己点検・評価のPDCAサイクルと、どのような関係であるかを明確化しつつ、今後の取り組みを進めることが期待される。

<提言>

改善課題

- 1) 内部質保証推進に責任を負う組織として「大学運営会議」を設けているが、「大学協議会」「大学院委員会」との権限や役割分担が運用上明確ではない。また、「大学運営会議」による各学部・研究科に対する自己点検・評価結果を踏まえた改善支援が不十分であるため、改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

7 学部（生活科学部、国際コミュニケーション学部、人間関係学部、文化情報学部、現代マネジメント学部、教育学部、看護学部）、4 研究科（生活科学研究科、人間関係学研究科、現代マネジメント研究科、教育学研究科）、5 センターを擁し、「人間になろう」という教育理念や「高い知性と豊かな情操を兼ね備えた人間の育成」という教育目的に基づいて、教育研究を行っている。2007（平成 19）年には教育学部、2010（平成 22）年には看護学部を開設し、時代の要請に応じた対人サービス提供を担う人材の輩出を図っている。既存の 5 学部で培われた教養教育の経験が、新設 2 学部における職業人の育成に生かされており、教育研究組織の十分な整備がなされていると評価できる。

- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

年度ごとに各学部・学科・研究科、センター等が当該教授会、研究科委員会、運営委員会等での審議を経たうえで事業計画を作成し、年度末には『事業報告書』を作成している。この『事業報告書』において事業計画の遂行状況と達成度を点検・評価している。さらに、各点検・評価の結果は、学長のもとに設置された「大学運営会議」で審議され、学長より改善の指示を行っている。

各学部・研究科等では、学長からの改善指示に応えるかたちで改善計画を策定し、「大学運営会議」で計画の妥当性が評価され、承認を得るという手続が取られている。計画、実施、点検・評価、改善・向上へと展開される一連の P D C A のサイクルが、年度内で迅速に完結していることは評価できる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

- ① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

教育理念「人間になろう」に則り、学位ごとの教育目的を明確化し、これに基づいて「学士課程の学位授与の方針」を定め、授与する学位ごとに「学位授与の方針

（ディプロマ・ポリシー）」を策定している。大学院では課程全体の学位授与方針を定めてはいないが、授与する学位ごとに適切に学位授与方針を定め、公表している。それぞれの学位授与方針には、学士の学位を授与するために必要な知識、能力を明示している。例えば、国際コミュニケーション学部では、「自国並びに諸外国の言語と文化に関する確かな知識を修得し、それらを深く多面的に理解する能力」等の能力を挙げている。

これらの内容は、ホームページ及び大学ポートレートで公表するとともに、全学生に対して入学時に配付する『履修の手引』に掲載しているほか、『履修の手引』を学習支援システム「S*map」に掲載することでいつでも閲覧できるようにしている。

以上より、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」は、「学位課程の学位授与の方針」を達成するため、学士課程では課程全体の教育課程の編成・実施方針を定め、それを基に、学部、学科ごとの方針を適切に策定している。大学院についても、課程全体に関するものは定めていないが、研究科、専攻ごとに、教育課程編成・実施の方針を適切に定めている。例えば、国際コミュニケーション学部では、「外国語及び日本語の知識と技能を高め、自国及び諸外国の社会と文化に対する理解と洞察を深め、学びを活かした主体的な実践力を育成するカリキュラムを編成します」としたうえで、設置する科目区分等を明示している。

これらの内容は、学位授与方針と同様にホームページ及び大学ポートレートで公表するとともに、『履修の手引』に掲載しているほか、『履修の手引』を「S*map」に掲載することでいつでも閲覧できるようにしている。

以上より、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているといえる。また、これらの方針は学位授与方針との整合性も見られる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程編成・実施の方針に基づき、全学共通科目、教養教育科目、学部共通科目、専門教育科目、各種資格課程及び資格取得に関する科目を授業科目として設定している。

開設する授業科目について、例えば、専門教育科目を基幹科目、発展科目、演習科目等の区分に分け、それぞれの区分のレベルや内容に応じた授業科目を順次性に配慮して配置している。また、教養教育科目では、学部・学科によって選択履修要件を定めている。

各学部は、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき、全学共通の教養教育科目と専門教育科目を効果的に履修できるよう卒業要件を定めている。また、「トータル・ライフデザイン教育」として、教養教育科目で「女性とキャリア」領域を、各学部の専門教育科目で生涯キャリア科目群、生活領域キャリア科目群、実践キャリア科目群を開講している。しかし、キャリア教育科目のカリキュラム上の位置づけが十分でないといった問題、履修者数の学部間のばらつき、学生の認知度が低いといった課題がある。そこで、中長期計画において、「トータル・ライフデザイン」を主導コンセプトとして位置づけ、キャリア教育科目のカリキュラム上の体系性を確保しながら教育研究を展開する計画である。

大学として培う学士力として、4つの育成する能力「知識・理解」「思考・判断」「態度・志向性」及び「技能・表現」を定め、各授業科目においてどの能力の育成を目指しているかをカリキュラム・マップにより分かりやすく体系化している。また、各学部・学科にカリキュラムフローを作成し、科目の位置づけや講義・演習・実習等の関係性を明示している。なお、研究科については、カリキュラムフローは作成していないが、研究指導教員の指導のもと、修士論文と深い関わりのある領域の科目を履修することとしている。

専門分野の学問体系を考慮した教育課程編成では、例えば、人間関係学部では、人間と人間関係及び人間の心理に関わる学問領域を学際的かつ総合的に探求できるように、幅広い分野の科目を開設し、学生の興味・関心・志向に応じて自由に科目を選択することを可能にするという教育課程編成・実施の方針を実現するために、2017（平成 29）年度より人間関係学科と心理学科の科目を架橋する4つのモジュールを含めた11のモジュールを設けた。各モジュールは、主要科目、展開科目、演習科目から構成され、学生は自分の興味や関心に基づき、1つのモジュールを選択し、そのモジュールに指定された科目を履修したうえで、それに関連した内容の卒業論文を作成することを通じて、知識や技能を専門的体系的に学ぶことを可能にしている。大学院教育学研究科教育学専攻（修士課程）では、長期の「教職インターンシップ」や「教職実践研究」等の教育現場での実践的経験を指導する科目と、それを基礎とした「特別研究」を配置している。また、基礎理論科目として「教育思想特論」等、実践研究科目として「発達障害学特論」等の特色ある科目を開設し、高度な理論と教育実践との融合といった教育課程の編成・実施方針を具現するカリキュラム構成となっている。生活科学研究科人間生活科学専攻博士後期課程では、教育課程編成・実施の方針に則り、創造生活科学領域の2分野、展開生活科学領域の3分野、統合生活科学領域の3分野の各分野において特別演習と特別研究を設定している。

以上より、大学全体として教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。「トータ

ル・ライフデザイン教育」については、既存の開講科目を体系的にカリキュラムに位置づけるなど工夫することで、今後の成果が期待できる取組みである。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学生の主体的学習を促す教育方法としてアクティブ・ラーニングを採り入れるとともに、eラーニングシステムである「Glexa（グレクサ）」「Webclass」等を小テスト等に活用している。また、ポートフォリオシステムである「SUCCESS（サクセス）」を教職課程の演習の振り返り等に利用している。

学生の学習を活性化するための措置として、学びの内容と社会や企業が取り組む課題や問題点のつながりを理解させ、学生の意欲や意識を向上するために、卒業生やさまざまな団体の方の体験を聞く機会を設けている。また、講義科目と外国語科目それぞれに授業あたりの学生数の上限目安を定め、受講希望者の多い科目は、クラスを増やすか、抽選で人数を調整している。生活科学部管理栄養学科及び教育学部における保育士養成課程の専門教育科目では、厚生労働省の基準に従った学生数としている。それ以外の学部・学科でも、全学的な開講ルールを定め、教育内容検討会議で受講者を増やす手立てを検討するほか、合同クラス編成や隔年開講等の調整を行うことで、改善している。

単位の実質化を図る措置として、学習時間を確保し、効果的に教育を行うため、学部・学科ごとに1年間に履修登録できる単位数の上限を44～49単位以下とした。なお、卒業要件に関わらない教職課程等の資格取得に関する科目、インターンシップに関する科目、留学を伴う演習科目等を対象外としている。教職課程等の資格取得に関する科目については、履修カルテによる履修指導を半期ごとに行い、その他のインターンシップ科目や留学を伴う演習科目については、履修が過密にならないよう、夏季等の長期休暇期間中に集中講義として設定するなどして学習時間の確保に努めているが、単位の実質化に向けた取組みについては「大学運営会議」でも問題提起され、各学部で検討することとしている。

また、学習支援の必要な学生を欠席調査により早期発見し、履修指導方針を定め、教育的支援、指導（退学勧告を含む）を行っている。

修士課程では、研究指導計画書に関する申合せを定めており、授業科目及び学位論文作成に対する指導スケジュール及び研究指導計画書を各研究科が定めた時期までに提出させ、計画に基づき研究を行うように『履修の手引』に明示している。一方で、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていない研究科があるため、是正されたい。

授業科目のシラバスを作成し、初回授業時に担当教員がシラバスに基づき授業内容の説明を行うほか、学生は「S*map」からいつでもシラバスを確認することができるようにしている。シラバスの項目や内容については、「全学FD委員会」で検

討し、「大学運営会議」を通じて各学部の「教育内容検討会議」で毎年点検を行い、不備があれば当該教員に改訂を求めている。

授業アンケートについて、専任教員に対しては1人2科目、2019（令和元）年度から兼任教員に対しては全科目で実施している。担当教員は授業アンケートの結果を踏まえて授業改善のための「リフレクション・ペーパー」を作成し、学生に公表している。また、学部長は当該学部の授業アンケート結果やリフレクション・ペーパーを点検し、組織的な教育改善や教育支援に活用している。

以上より、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じているといえる。ただし、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていない研究科については是正することが求められる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施のため、定期試験とは別に適切な授業回数を確保したうえで、授業を3分の1以上欠席した学生は定期試験の受験資格を失うとする出席管理を行っている。単位の認定は、試験の成績と平素の学習状況を加味して行っている。試験は、筆記、口述、論文提出等の方法により行っている。成績評価の客観性及び厳格性を確保するため、シラバスに評価方法と成績評価基準を明示している。授業の到達目標の厳格な評価のため、看護学部では「基礎看護学領域」と「在宅看護学領域」の臨地実習においてルーブリックを導入している。ほかに国際コミュニケーション学部や文化情報学部で成績評価の客観性・厳格性についての検討が行われており、教授会において学部の重点課題としてルーブリック等を推進していく方針を確認している。これ以外の学部では実質的な検討は行われていないが、「全学FD委員会」においてルーブリック等をテーマにした研修会開催の検討が行われている。

全学共通の教養教育課程については、科目、クラスにより評価が大きく異なることがないように成績評価の上限の目安を設けている。専門教育科目の評価についても、教育学部や看護学部では、複数の教員が担当する場合は、担当者会議を設け、評価基準の申合せを作成することで厳格性、公平性を保つようにしている。

既修得単位等の認定は、学則により認定上限単位数を定めている。認定の際には、各学部の教務委員が成績、授業内容等を確認し、読み替え案を作成し、教授会において慎重に審議したうえで承認している。また、大学以外の教育機関等の学習成果の単位認定は、国際コミュニケーション学部、文化情報学部及び現代マネジメント学部において外国語検定試験、情報系検定試験等資格検定試験等で、学生が一定基準以上の成績や資格を取得した場合に、自由選択単位又は対応する授業科目の単位として認定している。

学士課程の学位授与については、「学位授与の方針」に基づき、所定の教育課程

を修め、知識、能力を持つ人材として認められた学生に対して学士の学位を授与している。卒業要件は学則、「椋山女学園大学学位規準」により学部長が教授会の審議を経て卒業を認定し、学長はこの認定に基づき、卒業を定め、卒業証書を授与すると定めている。卒業要件として、学部では卒業に必要な単位数を適切に定めている。学位の授与は、全学部で卒業判定教授会を開催し、卒業に必要な単位の取得状況、学位授与方針に基づく学位授与及び各種資格要件に必要な単位の取得状況の判定・審査を慎重に行っている。

大学院の学位授与について、各研究科の「学位授与の方針」に基づき、大学院学則及び「椋山女学園大学大学院学位規準」により、学位の名称、学位論文の審査、可否判定方法等を規定している。修了要件としては、修了に必要な単位数に加えて、修士課程では修士論文の審査及び最終試験に合格すること、博士後期課程では博士論文の審査及び最終試験に合格することを定めている。課程の修了及び学位の授与については、「研究科委員会規準」により、学長は各研究科からの学位審査結果の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できると認めた者に対して、学位を授与するとしている。なお、生活科学研究科生活環境学専攻では、修士論文の代わりに特定課題の研究成果（修士設計、作品等）による審査も可としているが、審査基準は公表されていないため、是正されたい。

以上より、卒業・修了要件の明示や学位授与を適切に行うための措置が取られており、成績評価、単位認定及び学位授与については概ね適切に行われているものの、成績評価の客観性、厳格性の担保や特定課題の研究成果の審査基準には課題が残る。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

2019（令和元）年度に学習成果の評価を測定するための方針として、「大学運営会議」及び「大学院委員会」で大学及び大学院の3つのポリシーに基づき、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学科・専攻ごと）、授業科目レベル（科目ごと）の3段階で学習成果を評価する方針（アセスメント・ポリシー）を策定した。また、各レベルを「入学前・入学直後」「在学中」「卒業（修了）時・卒業（修了）後」の3つに区分して、それぞれに具体的な評価指標を示すことで学習成果を把握できるようにした。「椋山女学園大学学修成果の評価の方針」（アセスメント・ポリシー）で挙げられている学習成果の指標は、機関レベルでは学生の学位授与数、卒業後の進路状況（専門領域への就職率、進学率等）、卒業対象学生アンケート等である。教育課程レベル（学科・専攻ごと）では、卒業要件、達成状況（単位取得状況、GPA）、各種学生アンケートの状況等である。授業科目レベル（科目ごと）では、授業科目の到達目標に対する合格率、授業アンケートである。今後はこの評価指標に基づいて学習成果を把握・検証し、その結果をもとに改善する具体的方法について検討する予定である。

現在、評価が行われている学習成果の指標として、国家試験、教員採用試験等の合格率、英語や情報系の資格試験の得点、合格率や就職実績が挙げられており、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況の把握をしている。ほかには、学生総合満足度調査、学習時間に関するアンケート調査、卒業生のアンケート調査を挙げている。学生総合満足度調査、学習時間に関するアンケート調査、卒業生へのアンケート調査の分析結果は、「大学運営会議」及び各学部教授会に報告し、情報を共有している。活用の事例として、卒業生へのアンケートの結果を踏まえて教育課程編成・実施の方針を検討する際の資料としたことが挙げられる。

大学院における学習成果の評価指標としては、人間関係学研究科では臨床心理学領域の臨床心理士試験の合格率が挙げられる。現代マネジメント研究科では、修士論文作成過程の合同発表会、中間発表会及び口頭試問、修士論文を学習成果の測定方法として採用し、高度な専門知識と研究能力が身に付いたかを評価している。生活科学研究科では、2018（平成 30）年度に「3つのポリシー検討・評価委員会」を発足させ、各専攻会議と連携しながら評価手法の検討を行っている。

以上より、学位授与の方針に明示した学生の学習成果については、学生総合満足度調査、学修時間に関するアンケート調査、卒業生アンケート調査等を実施し、その結果を分析し「大学運営会議」等で検証・評価している。しかし、2019（令和元）年度より学習成果を測定するための方針としてアセスメント・ポリシーを新たに定めた段階であり、アセスメント・ポリシーに基づく学位授与方針に明示した学習成果の適切な把握及び評価については実施できていないため、改善が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価は、「大学運営会議」を中心に学部の「教育内容検討会議」や「将来計画委員会等」で行われている。「教育内容検討会議」におけるシラバスチェック、授業アンケートによる学生評価を基に全教員がリフレクション・ペーパーの作成・開示等をしており、より良い教育内容・方法の構築に努めている。また、学習成果を測る指標として免許状や資格取得、教員採用試験等の合格率、管理栄養士、看護師の国家試験合格率等があり、その結果は各教授会に報告され、その結果を分析することで次年度の改善につなげている。カリキュラム改正を行う場合も学生総合満足度調査の結果、授業アンケート結果、入試区分別GPA値等を踏まえ、教授体制や学生のニーズも含め、「教育内容検討会議」、学科会議、「学部運営委員会」や教授会を通じて総合的に検討を行っている。

大学の特色として、教育課程の編成に当たっては、各学部の「教育内容検討会議」や学科会議等で検討し、カリキュラムを改正する場合は、改正する学部（研究科）

と事務局（総務課・教務課）が、学部・学科の設置の趣旨や学位授与方針、教育課程編成・実施方針との関係性や法令等との整合性等について検討をしたうえで、「全学教務委員会」、教授会、大学協議会、理事会等へ諮り決定していることが挙げられる。2019（令和元）年には、国際コミュニケーション学部及び文化情報学部のカリキュラム改正に際して、「大学運営会議」において、教育課程の体系性を踏まえた全学的観点から、科目の新設、統廃合や科目領域の再編について検討した。

＜提言＞

改善課題

- 1）学位授与方針に示した学習成果の測定のためのアセスメント・ポリシーを定めたところであるが、学部・研究科ともにアセスメント・ポリシーに基づいて学習成果の適切な把握及び評価を実施できているとはいえないため、学習成果を適切に把握・評価するよう、改善が求められる。

是正勧告

- 1）生活科学研究科人間生活科学専攻博士後期課程では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。
- 2）生活科学研究科生活環境学専攻修士課程では特定課題の研究成果の審査基準を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していないため、是正されたい。

5 学生の受け入れ

＜概評＞

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

2011（平成 23）年に全学として「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を定めた。学生の受け入れ方針では、「1. 大学での学びを通じ、目的や目標を持てる人」「2. 大学で学ぶための基礎学力を有する人」「3. 自分の能力を高めたい人」「4. 主体性を持って多様な人と協同して学べる人」といった意欲・能力を持った人を受け入れることとしている。各学部・学科・研究科においても、それぞれが求める入学生像を学生の受け入れの方針のなかで明示し、『大学案内』等の各種印刷物、受験生や保護者向けの各種説明・相談会、ホームページ等で広く公開している。

以上のように学生の受け入れ方針を適切に定め、公表していると判断できる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に

整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の運営体制として「入学センター」を組織し、1年任期で選出された入学センター長のもと、入学広報及び入試の実施に関する事項を統括している。その他、入試・入学に関する全学の委員会として、「入学基本事項検討委員会」「入試実施委員会」「出題委員会」「入学広報実施委員会」等を設置することにより、適正かつ公正に入学生を受け入れるための学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

- ③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学部における定員管理は概ね適切に行われている。編入学生の定員管理は、短期大学からの編入を期待することが困難であることを踏まえ定員を見直したことで改善傾向にある。一方で、大学院においては、収容定員に対する在籍学生数比率が低い研究科があるため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

- ④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性について、当該年度の入学者選抜終了後に、「入学基本事項検討委員会」及び「入試実施委員会」で総括し、その結果をもとに各学部入試委員会で対応等を協議している。それらの過程は概ね良好に機能している。その仕組みのもとで、文部科学省の「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しにかかる予告」への対応も検討され、適切な処置がなされた。

以上のとおり概ね適切に学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

<提言>

改善課題

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、生活科学研究科修士課程で0.33、現代マネジメント研究科修士課程で0.40と低いと、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組

組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学として求める教員像として、「人間になろう」という大学の教育理念と「教育理念に則って深く専門の学術を教授研究し、高い知性と豊かな情操を兼ね備えた人間を育成する」という人材育成に関する目的及び「大学憲章」をよく理解し協力できる者であること、教育、研究、社会貢献及び大学管理運営において、必要な能力を有し、能力向上に努め、協力して行動できる者であることを挙げ、2019（令和元）年度よりホームページに公表している。

また、2020（令和2）年の「大学運営会議」で、各学部・研究科等における教員組織の編制に関する方針の作成を決定し、それに対応して全ての学部・研究科で「専門分野・教員の配置」「教育課程や学部運営における教員の役割分担」「教員構成」「教員人事」「教員の資質向上」の5つの観点から方針を作成し、公表している。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

方針に沿って教員組織を編制していると判断できるが、一部の研究科において大学院設置基準上必要となる研究指導補助教員数が一時不足していた。この教員数の不足は既に解消されているものの、今後このようなことのないよう十分留意されたい。教員の国籍について大学全体で多様化されているとはいいいがたいが、国際コミュニケーション学部においては外国籍の専任教員の割合を高め、教育目的に適う配置をしている。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用については、各学部から出された採用計画を学長、理事長が承認したうえで、学部内に設置される「選考委員会」が職名や専門等の公募要件を決定し、教授会に諮り、原則として公募に付す。書類審査から模擬授業や面接まで、応募者の選考作業も「選考委員会」が行い、審査結果を教授会で諮る。これら一連のプロセスは適切に行われている。

昇任人事については、各学部での申し合わせにより研究業績、勤続年数等の昇任基準に基づきながらも、「大学運営会議」で「准教授から教授への昇任には准教授の経験年数を7年とする」等の基準の統一化が図られている点は、大学全体の人事の公平・公正性を進めるものと評価でき、昇任人事についても適切に行われている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

各学部・研究科のFD委員会と全学組織である「全学FD委員会」「大学院FD委員会」によってファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）活

動を推進する体制を整備している。各学部、研究科ではその特徴に応じ多様なFD活動を試みており、全学的なFD活動として、授業アンケートと研修会を実施している。授業アンケートの全学的な集計結果をホームページで公開しているほか、授業ごとの結果と教員が結果に対応した改善案等をまとめたリフレクション・ペーパーは、教職員全員と学生が学内ポータルサイトで閲覧できるようになっており、FD活動の公開性を担保している。また、授業改善以外の教員の資質向上に向けた取り組みについては、全学として、2019（令和元）年度に「ICT活用研修会」や「新任教員研修」を開催した。加えて、各学部・学科単位でも独自に取り組みを実施しており、生活科学部生活環境デザイン学科では、兼任教員を含めた全教員による教員スタッフ懇談会を隔年で開催しており、学科教育の全体的な方向性を共有する場を設けている。

しかしながら、一部の学部・学科や研究科において毎年行っていたFD活動の中断がある点は、対処の必要がある。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の編制に関する大学全体の方針及び学部・研究科の方針を策定したのは、それぞれ2019（令和元）年と2020（令和2）年であることから、その方針に基づき適切に教員組織を編制しているかについての大学としての検証は今後に残されるが、学長の指示に基づいて運営組織及び各研究科委員会が毎年自己点検・評価を実施しており、それらの結果をまとめた報告書を教員組織の適切性を定期的に点検・評価するものと位置付けている。しかしながら、中長期的な観点では教員組織の適切性に関する点検・評価を行っていない。教員組織の適切性は年度ごとに自己点検・評価をもとに年内や翌年に改善に取り組むという短期的な事項だけでなく、カリキュラム改革やそれに伴う教員の採用計画等を含む中長期的なものも含まれるため、中長期的な観点から教員組織の改善・向上に資する点検・評価を実施することが望まれる。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

教育理念のもと、「大学憲章」を実現するため、学生支援に関する方針を策定して、学習支援、生活支援及び進路支援に関する方針を定めており、例えば「修学支援方針」では、「学生の豊かな人間性を育成できるよう支援します」「学生の学修に係る支援、相談体制を整備し、教職員が一体となって支援します」「学生の修学環

境を整備します」「学生の各種免許・資格課程取得の支援を行います」の4つの方針を挙げている。

学生支援に関する方針はハンドブック等に掲載し学生に配付しているほか、ホームページで公表するなどの方法で学内外に周知している。また、全ての教職員が学生支援に関われるよう「学生支援のためのガイドライン」を作成している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

「学生支援に関する方針」に基づき、教職員が連携して学生支援を行う体制を整備している。

修学支援に関しては、個別の学生に応じた支援の実現のために、さまざまな制度を導入し、各部局がきめ細かに対応している。学習面については、必要と思われる新入生に補習教育や補充教育を実施している。また、自主的な学習を促す環境整備として、図書館、ラーニングコモンズやグループワーク室にパソコンを備えるほか、全学部にはパソコンを配置した学生控室を整備している。

障がいのある学生に対しては、入学前に支援体制について本人及び保護者と大学で確認し、入学後は、学生相談室、医務室、学部長、学部教務委員、担当課等の教職員が連携して支援している。

外国人留学生に対しては、「国際交流センター」を中心に、日本語能力の向上、奨学金等の経済的補助、学生生活支援の3つを中心に支援している。一方、海外への派遣留学制度は、交換、派遣、認定、学部主催のプログラムを用意している。留学中の学修支援体制として、インターネットで指導教員との相談ができる制度等を整えている。

学修の継続に問題を抱える学生に対しては、学部教務委員や学生委員が保護者と連携して支援を行い、休学及び退学希望者に対しては、「学修・生活指導教員」が面談し、必要に応じて学生相談室カウンセラーや医務室、教務課、学生課の職員が加わっている。入学時にはコンピテンシーテストを実施し、その結果から学生の状況把握を行い、各学部・学科へ情報提供を行うなど、退学者減につなげている。学生に対する経済的支援は、外部機関の奨学金制度を学生へ周知しているほか、大学独自の奨学金もある。また、学業優秀者に授与する大学奨励賞は、学習意欲を高める効果につながっている。

生活支援に関しては、学生一人ひとりに学修・生活指導教員を割り振り、学生生活全般に関する相談に応じる体制を整備し、適切に行っている。「学生相談室」や「医務室」には専門の職員を配置して対応している。

ハラスメントに関しては、「ハラスメント相談室」のほか、各学部及び事務部にハラスメント相談窓口担当者を置き、「ハラスメント防止のためのガイドライン」

に基づいて相談や対応に当たっている。年1回、学園ハラスメント防止・対策委員会が研修会を開催し、全教職員の参加を義務付けている。

また、学生食堂やカフェでは食育推進センターによる「相大キャンパス食育プロジェクト」支援を行っており、栄養に配慮した「ヘルシーメニュー」を提供している。

進路支援に関しては、「相山女学園大学キャリア育成センター」を設置し、正課でのキャリア教育科目の開講や、正課外のバリエーションに富んだ企画、また、個人面談を重視した支援により、女性として人生全体のなかで就業を考える力を養うキャリア教育を軸とした「トータル・ライフデザイン教育」を展開している。卒業生や学園・大学に関係の深い職業人を登録し、授業やキャリア支援等の場にゲストスピーカーとして協力を得る「人材バンク」制度のほか、ガイダンスや講座では「ピアキャリアアドバイザー（学生）」が下級生に自身の体験を語る取組み等を行っており、下級生の重要な情報源となっている。

上記のほか、2015（平成27）年度から「ピアサポーター」制度を導入しており、新入生の学生生活支援等で学生サポーターの活動が広がっている。この制度に関しては、教養教育科目のなかに「ピアサポートの理論と実践」科目を開講して充実化を図っている。また、正課外活動については、専任教員が顧問となり、相談や助言を行っている。学生課と課外活動団体が年4回程度クラブ長会議を開催し、学生の要望や意見を聞き、支援に生かしている。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性については、2018（平成30）年度に「学生支援に関する方針」を策定してからは、修学支援、生活支援、進路支援の各方針に沿い各所管委員会において点検・評価を行っている。点検・評価にあたっては、コンピテンシーテストや学生総合満足度調査等、各支援に関連する調査やアンケートの結果、また、外部評価等の結果を活用しており適切である。各所管委員会からの点検・評価結果の報告を受けて、学長は「大学運営会議」において全学的な観点からの点検・評価を行い、課題として抽出された事項について各所管委員会に改善を求めている。以上のようなプロセスを経て、学生支援に関する大学としての取組みの更なる改善・向上につなげている。

8 教育研究等環境

＜概評＞

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

全学的な内部質保証の方針である「椋山女学園大学における内部質保証に関する方針」に基づいた自己点検・評価を経て、「教育研究等環境の整備に関する方針」を定めた。この方針では、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を実現するために、施設・設備、図書館、情報通信環境の3つの観点から教育研究等の環境を整備するとしている。この方針はホームページにも掲載し、学内外に周知している。

以上から、教育研究活動に資するように環境を整備する方針を明示し、学内外へ共有していると評価できる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

「教育研究等環境の整備に関する方針」には「施設・設備の整備」「情報通信環境の整備」の項目を置き、教育研究環境整備の重点項目としている。

大学校地として名古屋市千種区の星が丘キャンパス、日進市の日進キャンパス(いずれもグラウンド等を含む)を設置しており、校地面積、校舎面積とも大学設置基準を十分に上回っている。これらキャンパス全体の整備について、中長期的な整備方針の策定を開始し各建物の保全周期の調査を終えているが、実施計画はまだ策定されていない。

ネットワーク環境、情報通信技術(ICT)関連の機器、備品について、サーバは仮想サーバ基盤を更新し、民間のデータセンターと星が丘キャンパスに集約し、また、セキュリティの向上とバックアップシステムの多重化を図っている。学内には複数のパソコン教室及びフリースペースに多数のパソコンを設置している。なお、星が丘、日進両キャンパス間の通信は、広帯域化、冗長化を図っている。

国際コミュニケーション学部がある星が丘キャンパスには、外国語のみを使用する学生が留学と同じ環境を体験できるセルフアクセスセンター(SAC)や学生控室を整備したほか、アクティブラーニングスペースや自習スペース等、学生の能動的学習を促す施設を整備している。

施設、設備等の維持・管理に関しては、建物の非構造部材の耐震化の実施、老朽化等に対する整備、省エネルギー効果の高い設備への更新等を進めている。

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組みとして、情報セキュリティに関しては、2007(平成19)年に「椋山女学園情報セキュリティポリシー」をはじめとする各種規程を制定し、全学生・教職員に『情報セキュリティガイド』を配付している。

以上から、教育研究等環境に関する方針を設け、十分な校地・校舎を有し、教育研究活動に必要な施設・設備を整備していると評価できる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは

適切に機能しているか。

「教育研究等環境の整備に関する方針」には「図書館の整備」という項目があり、図書館の整備を、教育研究環境整備の重点項目としている。

図書館は星が丘キャンパスの中央図書館、日進キャンパスの日進図書館の2館からなる。2018（平成30）年度末に、国立国会図書館が提供する「図書館向けデジタル化資料送信サービス」を中央図書館に導入するなど、学術情報サービスの拡充を図っている。また、機関リポジトリを進めている。

学生を中心とした利用者の学習環境向上のために、2014（平成26）年度からは中央図書館にラーニングコモンズを設置し、館内貸出用のパソコン台数を増やしている。また、2017（平成29）年度以降開館時間を延長するなどの変更を行った。

中央図書館の年間入館者数は2017（平成29）年に過去最高となり、年間貸出冊数は2018（平成30）年度に過去最高となるなど、全体として利用は増加傾向にあり、2018（平成30）年度の学生一人あたりの図書貸出冊数は、1989（昭和63）年と比べると2倍を超えている。一方、学生一人あたりの年間入館回数は、ラーニングコモンズの開設によって増加したものの、横ばい若しくはやや低下傾向にある。

なお、図書館職員に関しては2017（平成29）年度から一部の業務を外部の企業へ委託している。

以上から、教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書館、学術情報サービスを提供する体制を整備し、利用の促進に結びつけていると評価できる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

2016（平成28）年に「大学憲章」を制定し、そのなかで、「わたしたちの研究」として、研究に対する大学の基本的な姿勢について、学生の興味と関心を育てる教育につながる研究に努めること、最新の理論や技術を生かした研究を推進し身近な生活課題にも応えること、学術研究の倫理を遵守して研究を遂行することの3点を示している。

研究費については、講師以上の教員を実験系教員、非実験系教員に分け、それぞれに対し一律の研究費を支給している。また、学内競争的研究資金として学園研究費助成金A、Bを、出版助成の資金として学園研究費助成金Dを設けている。ほかに、外部資金獲得を支援するために、科学研究費が不採択であっても評価Aの場合は研究費を増額する等の対応をとっている。

長期研究期間については、「椋山女学園大学海外研修規程」「椋山女学園大学国内研修規程」に定めている。ただし、これらの規程によれば、国内研修は45歳未満の准教授に対して3月以上6月以内に限られ、海外研修では長期（6カ月以上1年以内）は50歳未満、短期（1カ月以上3カ月以内）は55歳未満に限られてい

る。また、海外研修に関しては、2017（平成 29）年度から 2019（令和元）年度の 3 年間にこの制度を利用している教員はいない。国内研修に関しては、過去 10 年間にこの制度を利用した教員がいない。海外研修、国内研修とも、対象となる教員が広がるように規程の改定を図るとともに、実際に研究期間を利用できるように運用方法を改善することが望まれる。

研究室については、講師以上の全ての教員が個人研究室を利用している。

ティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）、情報スチューデント・アシスタント（以下、「情報 SA」という。）を、規程を設けて配している。2019（令和元）年度は、全学部に対して TA、情報 SA 等の配属を行った。

以上、「大学憲章」で基本的な研究に対する姿勢を示したうえで、研究費、研修期間、研究室等を整備、スタッフの配置を行っており、教育研究活動を促進するための環境や条件を整備していると評価できる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

2012（平成 24）年に「椋山女学園大学学術研究倫理憲章」「椋山女学園大学学術研究倫理ガイドライン」を、2015（平成 27）年には「椋山女学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規準」を定めている。特定の研究領域・対象に関する研究倫理と運営体制に関しては、生活科学部では 1998（平成 10）年に「椋山女学園大学生生活科学部研究倫理審査委員会規準」を制定していたが、2011（平成 23）年に「椋山女学園大学動物実験等に関する取扱規準」「椋山女学園大学看護学部研究倫理審査委員会規準」を、2017（平成 29）年に人間関係学部、文化情報学部、教育学部に人を対象とする研究に関する倫理審査内規を設けた。

研究倫理教育については、2015（平成 27）年度から専任教員及び大学院学生を対象に e ラーニングプログラムの受講を開始し、2018（平成 30）年度末の時点で専任教員のほとんどが受講している（未受講者は、任期制を含む外国人教員と 2018（平成 30）年度に就任した教員）。2018（平成 30）年には学長が「椋山女学園大学における研究倫理教育の基本方針について」を定め、研究倫理教育の対象に学部学生も含めることとし、同年度から「ファーストイヤーゼミ」で実施している。また、兼任教員には日本学術振興会が提供する e ラーニングプログラムの受講を案内している。

以上、規程や体制の整備、研究倫理教育の実施状況から、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると評価できる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

全学的な内部質保証の方針である「椋山女学園大学における内部質保証に関する

方針」を2018（平成30）年に制定したのち、各組織において自己点検・評価を実施し、課題となった点については、学長が業務改善を指示し、アクションプランに盛り込み、改善に向けた取組みを行っている。

毎年度実施している「学生総合満足度調査」により、情報設備、研究・実習施設、生活施設等の状況を調査し、結果を「大学運営会議」や教授会等で共有し事業計画に反映している。

以上から、教育研究等環境の適切性を定期的に点検・評価を行い、その結果を改善・向上の取組みに反映するシステムが整えられていると評価できる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

「梶山女学園大学の目的に関する規程」「梶山女学園大学大学院の目的に関する規程」において、人材養成に関する目的を定めており、各学部・学科・研究科で社会貢献をなしうる人材及び国際的人材の養成を目的とすることを示している。加えて、「大学憲章」のなかで、社会貢献に係る基本方針を「わたしたちの社会貢献」として明記しており、「1. すぐれた卒業生を輩出し、地域の発展や持続可能な社会の形成に寄与します、2. 教育研究活動の成果を通して、社会的課題の解決に貢献します、3. 学びの門戸を卒業生や社会人にも広げます」としている。2017（平成29）年度には、地域・社会との連携・協力を全学的に取り組むため、「社会連携センターの行動目標・行動計画」を策定し、社会連携・社会貢献に関する方針として、「① 地域・社会との連携に関する総合窓口となり、学内外との調整を行うとともに、収集した連携に関する情報を適宜学内外に提供し、その成果を広く発信する」ことなどを明示している。

国際交流については、2015（平成27）年度に、国際交流を通じて異文化理解を促進し、グローバル化時代にふさわしい女子大学として、教育理念「人間になろう」の具現化を推進するため、「梶山女学園大学の国際化ビジョン」を策定し、大学における国際交流に関する方針として、「1. 学内の国際化」「2. 学生の海外留学の促進」「3. 外国語教育の充実」「4. 海外大学等との連携の推進」「5. 大学所在地域の地方自治体・企業・地域住民等のグローバル化への貢献」を明示している。

以上より、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているといえる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

社会連携・社会貢献については、大学内の組織としては「社会連携センター」、臨床心理相談室、図書館において社会貢献活動を行っている。大学と学外組織との連携協定に基づく取組みも実施している。また、学園の組織ではあるが、大学の教員が関わり運営している社会貢献活動の実施組織として、「食育推進センター」「人間学研究センター」「歴史文化館」を置いている。このように、大学内に限らず学園内のさまざまな組織において、教員がさまざまな社会連携と社会貢献に取り組んでいる。

例えば、先に示した社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、「社会連携センター」において、社会連携に関する活動を組織的に支援する体制を整えている。同センターでは、教員がどのような連携活動や研究に取り組んでいるかについて調査を行い、連携実績の蓄積を行うとともにデータベースを構築している。それにより、地域・社会の総合窓口として、企業等からの依頼や問合せを適宜教員へ提供し、連携が潤滑に進むよう企業等と調整を図ることが可能になっている。主な連携活動としては、「①教員の指導の下で企業・団体の課題やテーマについて学生参画型の活動、②教員の専門的研究を活かした企業・自治体・教育機関等との受託研究・共同研究、③企業・自治体等からの講師派遣依頼、④自治体と連携した連携講座」等を実施している。また、オープンカレッジ事業として学園の有する人材及び施設設備の資源を活用して、広く一般に生涯学習の機会を提供する事業を行っている。

国際交流については、「国際化ビジョン」に示された海外大学等との連携推進の一環として、タイの大学と大学間連携協定を締結し、両大学の共通研究課題である奈良県の御杖村の木材を利用した木造建築システムに関する学術協力を通じて地域の活性化を図るため、留学生の受入れや技術指導を実施した。

以上より、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献・国際交流に関する取組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元しているといえる。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

全学的な内部質保証の方針である「梶山女学園大学における内部質保証に関する方針」を制定し、これに基づき、社会連携・社会貢献の適切性について、各組織において自己点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上に取り組んでいる。例えば、「社会連携センター」のオープンカレッジ講座については、毎年、事業報告・決算報告に基づいて点検・評価を行っており、2020（令和2）年度からは新規受講者の積極的な開拓を行わない方向性を示した。国際交流については、国際化ビジョンの達成を目標として、海外提携校の開拓と大学の魅力発信に力を入れたことにより、マレーシアやカナダの大学とも協定が広がり、2017（平成29）年度は11

名であった受入れ交換留学生が 2019（令和元）年度は 29 名に増加した。その他、学園の組織である「食育推進センター」「人間学研究センター」及び「歴史文化館」においてもそれぞれの組織で定期的に点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に取り組んでいる。

以上より、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行う体制を整備しているといえる。しかし、内部質保証の方針を 2018（平成 30）年に定めたため、これらの活動はまだ始まったばかりである。より効果的・効率的な社会貢献活動の向上のために各組織の点検・評価の結果を大学全体に共有し、全学として各組織の改善・向上に取り組むことが望まれる。

10 大学運営・財務

（１）大学運営

＜概評＞

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

「大学運営に関する方針」において、教育理念及び「大学憲章」を具現化し、大学の教育研究目的を実現するため、学長のリーダーシップのもと、「大学協議会」及び「大学運営会議」を中心に、大学運営に関する課題を全学的視点で速やかに解決するマネジメント体制を構築すること及び附属・併設校（園）及び理事会と連携し、女子総合学園としてのメリットを生かした大学運営を行うこととしており、運営方針を適切に明示している。「大学運営に関する方針」は「大学運営会議」及び「大学協議会」での審議及び理事会への報告を通じて学内構成員に周知されており、ホームページにおいても公表している。

大学運営に関しては、中期計画を策定し、2016（平成 28）年度には「大学憲章」を定め、毎年の年次計画として「椋山女学園大学改革アクションプラン」を策定している。改革アクションプランに関しては理事会、大学協議会、教授会等の主要会議において説明されるとともに、毎年「学長メッセージ」として全教職員に向けて学長が説明を行い、情報を共有している。また、2019（令和元）年には、「大学運営会議」において「2020（令和 2）年度から 2029（令和 11）年度までの中長期計画」を策定している。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学運営を推進するために、学長のもとに 2 名の学長補佐、学部長、研究科長を

置いている。学長、学長補佐、学部長の職務権限を学則において、研究科長の職務権限を大学院学則において規定している。各役職の選任方法については、学長の選任方法を「梶山女学園大学学長候補者選考規程」「梶山女学園大学学長候補者選考規程の施行に関する規準」に、学長補佐の選任方法を「梶山女学園大学学長補佐規程」に、学部長の選任方法を学部ごとに制定している「学部長候補者選考規準」に、研究科長の選任方法を「梶山女学園大学大学院研究科長候補者選考規準」に明示し、規程に基づき選任している。なお、学校教育法の改正に伴い副学長規程等を整備し、2014（平成 26）年度から副学長を置くことができるとしているが、これまでに選任したことはない。副学長の業務には「学長の委任する特定の業務を処理する」としており、学長の権限移譲、ひいては更なる大学の取組み・活動の活性化、発展につながる重要な職と考えられるため、今後、この職の活用について検討することが望まれる。

大学運営組織としては、大学の最高決定機関であり学長の諮問機関である「大学協議会」「大学院委員会」、各学部教授会、各研究科委員会のほか、学長のリーダーシップと学長を補佐する体制を強化するための「大学運営会議」等を設置している。それぞれの会議体は学則、大学院学則、会議体における審議内容等を定めた各規準に基づき役割を担っており、「大学運営に関する方針」に則して適切な大学運営が行われている。施策の意思決定プロセスとしては、学長、学長補佐、学部長、事務局部長職等で構成され、全学的視点でさまざまな課題を速やかに解決することを目的として学長のもとに設置された「大学運営会議」において企画、立案、審議したものを、大学協議会や教授会等へ付議及び意見聴取し、最終的には学長が決定している。大学から理事会へ付議する重要事項に関しては、理事長の諮問機関である大学改革審議会へ付議・調整のうえ、理事会に議題として提出することとしている。なお、理事会には寄附行為に基づき学長が出席しているが、寄附行為の規定は必ずしも学長が理事会の構成員となることを保証するものではない。理事会と大学が適切に連携していることや、理事会において大学の意見が十分に反映される体制が整っていることを対外的にも明確にするためには、規程の見直し等の必要性があると考えられる。

学生から大学への意見に関する対応としては、大学 I R 室が実施する学生総合満足度調査等による学生からの意見・要望を「大学運営会議」や教授会において共有し、大学運営の指標として採り入れている。また、自己点検・評価の一環として学生代表者の意見聴取を行い、可能なものから改善に向けた対応を行っている。

危機管理対策については規程を定め、大学における危機管理体制とマニュアルを作成することとしているが、危機管理ガイドライン等の策定や評価が行われていないことから十分に対応できているとは言えない。その他、防災対策やハラスメント防止対策、研究倫理等に関するコンプライアンスの取組みについては規程等を定め、

適切に対応している。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成は、予算委員会の審議を経て、評議員会の同意を得て理事会で決定している。当該年度前年9月に理事会で予算編成方針を決定し、各部署は11月に各所属長に事業予算の申請を行う。各所属長による計画内容の聴取により、予算編成方針で定めた所属長による裁定上限額内で事業予算を裁定している。所属長の上限額を超えているものの必要性が高いと判断された事業については理事長裁定事項として申請される。理事長は、予算編成方針に照らし、優先順位付けと予算規模を検討し、理事会で事業予算を決定する。裁定にあたっては、前述のとおり前年度までの執行状況やその効果を各部門から聴取し、効果の見られない事業予算は随時廃止するなど、予算の適切な配分ができるよう努めており、また予算成立までの過程は明確である。補正予算に関しても、当初予算と同様に、「予算委員会」、「評議員会」における審議を経て、理事会で決定している。

予算執行にあたっては、会計関係の諸規程を整備し、それらに基づき処理している。物品購入に際しては、「椋山女学園における研究費等の管理・監査のガイドライン」及び「椋山女学園予算の支出に関する細則」に従い、決裁後に事務職員が発注し、検収センターでの検収又は事務職員による事実確認を行っている。支払いも財務経理課が行い、研究費等の不正使用防止を徹底し、透明性を担保した予算執行が行われている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

法人及び大学の運営に関する業務や教育研究活動の支援に必要な組織として、「椋山女学園事務組織規程」に基づき4部13課の事務組織を設置している。業務内容の多様化、専門化に対応するための職員体制の整備としては、キャリア支援課の事務職員にキャリア・コンサルタント資格の取得を奨励し、養成講座の受講や受験のための費用の補助制度を設けるなどの対応を行っている。また、キャリア・コンサルタントの有資格者を有期雇用職員として配置している。

教学運営その他の大学運営における教職協働についても推進しており、「大学運営会議」を教学組織から学長、学長補佐2名、学部長7名の10名と、事務局から総務部長、企画広報部長及び学務部長の3名で構成している。同会議のもとに置かれた「中長期計画策定WG」も教員と事務職員が構成員となっており、具体的な目標や行動計画の案を策定した。また、大学IR室においては、教員と事務職員からなる室員が教育研究及び大学運営に資する情報収集・分析を行い、「大学運営会議」で報告を行った。このほかにも、さまざまな学内の組織において教職協働の取組み

を行っている。

事務部門内の部課長会においては、定例理事会の報告や、各課からの報告による情報を共有し、適切に運営している。

事務職員の採用・昇任等に関しては2018（平成30）年に要項を制定し、順次運用を開始している。事務職員の業務評価は、役職昇任制度として行われている。また、優れた業績を上げた事務職員を表彰する事務局長表彰制度を設けている。各課長からの推薦は部長会で審査し、表彰と副賞を授与している。事務職員は毎年実施している自己申告書により自己評価を行っており、自己の業務の振り返りや将来のキャリアを考える機会として生かしている。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

「大学運営会議」において「SD実施計画」を策定し、研修の実施や講演会等を開催することとしており、教職員の資質向上を図るための方策を講じている。また、大学運営に関する事務職員の資質向上のために、事務局にSD委員会を設置している。同委員会は事務局各部からの委員で構成され、SD研修の企画運営等の活動を組織的に行っている。2013（平成25）年度から行っている事務局の他大学訪問調査事業も継続して行っており、訪問後には成果報告会を開催し、今後の課題と活性化に向けた提案を行っている。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

梶山女学園大学における自己点検・評価については、「梶山女学園大学における内部質保証に関する方針」に則り、担当部署が行うものと、全学的に行うものと二段階で実施している。この方針において「大学運営に関する事項」を重点事項の一つとして位置付けており、総務課、人事課、財務経理課が第一段階の自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告したうえで、学長の指示により「大学運営会議」がそれを踏まえた「全学的な自己点検・評価（第二段階）」を行っている。

2018（平成30）年に「大学運営会議」で行われた全学的な自己点検・評価の結果については、その後の2019（令和元）年に学長名による改善依頼があり、大学運営に関する方針が示されていないこと等5項目の改善の指摘があった。これを受けて「大学運営に関する方針」を策定し、学外にも公表するなど改善に向けた取り組みを進めた。その結果、2019（令和元）年の自己点検・評価においては、大学運営に関する問題点が5項目から2項目に減少し、改善が見られた。

監査プロセスについては、学内の監査規程に基づき、監事による業務監査と会計監査を行い、理事会及び評議員会に監査報告を提出している。また、監事、監査室

及び会計監査人による、適切性や効果の分析を連携して行うための会合が持たれるなど、適切に活動が行われている。

大学運営に関しては、大学全体の内部質保証の責任を持つ「大学運営会議」の関与もあり、改善・向上に向けた取組みを推進していると評価できる。一方で、危機管理体制を整備していくことが求められる。また、多様化、専門化する課題に対応するための事務職員の人員配置等は、引き続き充実を図ることが期待される。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの「梶山女学園大学中期計画」を策定しており、この中で財務に関する方針として「少子化に対応できる積極的な経営を貫いて健全な財政を樹立し、経営の安定化を図る」ことを掲げている。また、同計画のなかで、将来の校舎等の施設設備の改修や建て替えに伴う資金の確保に向けた施策を明示し、安定した財政基盤の構築に向けて取り組んでいる。また、日本私立学校振興・共済事業団が定める経営判断指標のA1ランクを念頭に置きつつ、現在のA3を維持することとし、経常収支差額や経常収入等に関して見通しを立てているものの、財務面における具体的な数値目標が設定されていないことから、必要な財務に関する目標値を示した中・長期の財政計画を策定することが望まれる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「理工系他複数学部を設置する大学」の平均と比べ、法人全体、大学部門ともに、教育研究経費比率は低く推移しているものの、人件費比率は改善傾向にある。また、事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）は同平均と比べ良好であり、「要積立額に対する金融資産の充足率」も安定した水準を維持していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているといえる。

外部資金については、科学研究費補助金の獲得者数の向上に向けて公募説明会を実施して申請を促しているものの、十分な成果が上がっていない。今後は、申請件数及び採択件数・採択金額の向上のための施策を行うことを中期計画に掲げているので、獲得に向けた努力が望まれる。

以 上

相山女学園大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料			
	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	学校法人相山女学園寄附行為	○	1-1
	教育目的・大学憲章		1-2
	相山女学園大学学則		1-3
	相山女学園大学大学院学則		1-4
	大学案内2020		1-5
	生活科学研究科パンフ2020		1-6
	人間関係学研究科パンフ2020		1-7
	現代マネジメント研究科パンフ2020		1-8
	教育学研究科パンフ2020		1-9
	相山女学園大学目的に関する規程		1-10
	相山女学園大学大学院の目的に関する規程	○	1-11
	学部・学科の人材養成に関する目的		1-12
	研究科・専攻の人材養成に関する目的	○	1-13
	「人間論」シラバス	○	1-14
	2019オープンキャンパスガイドブック		1-15
	高校教員対象説明会資料		1-16
	教育改革への取り組み		1-17
	相山女学園大学教育改革2019		1-18
	相山女学園大学中長期計画 2020年4月～2030年3月		1-19
	アクションプラン2019		1-20
2 内部質保証	相山女学園大学における内部質保証に関する方針	○	2-1
	内部質保証推進体制		2-2
	相山女学園大学運営会議規準		2-3
	相山女学園大学3つのポリシー策定の基本方針		2-4
	3つのポリシー	○	2-5
	学長からの改善指示(2018年度)		2-6
	学長からの改善指示(2019年度)		2-7
	全学の自己点検・評価結果(2019年度実施)に基づく改善計画書		2-8
	令和元年度第19回大学運営会議 議事録		2-9
	3つのポリシーを踏まえた点検・評価への学生の参画報告書		2-10
	生活科学学部 2019点検・評価報告書	○	2-11
	国際コミュニケーション学部 2019点検・評価報告書		2-12
	人間関係学部 2019点検・評価報告書		2-13
	文化情報学部 2019点検・評価報告書		2-14
	現代マネジメント学部 2019点検・評価報告書		2-15
	教育学部 2019点検・評価報告書		2-16
	看護学部 2019点検・評価報告書		2-17
	生活科学研究科 2019点検・評価報告書		2-18
	人間関係学研究科 2019点検・評価報告書		2-19
	現代マネジメント研究科 2019点検・評価報告書		2-20
	教育学研究科 2019点検・評価報告書		2-21
	2018年度管理栄養学科3ポリシーの検証WGリスト		2-22
	2019年度管理栄養学科3ポリシーの検証WGリスト		2-23
	平成30年度3つのポリシーの点検・評価報告書		2-24
	2017-18 教育内容検討会議 会議録		2-25
	2018年度国家試験対策委員会議事録		2-26
	生活環境デザイン学科活動記録集第13号		2-27
	2018年度教育スタッフ懇談会報告書		2-28
	2019年度非常勤講師配布資料		2-29
	2018年度生活環境デザイン学科_3つのポリシーの検証報告書		2-30
	2019年度3つのポリシーに関わる学生からの意見聴取		2-31
	相山女学園大学・大学院FD活動報告書第19号		2-32
	相山女学園大学 I R 室規準		2-33
	令和元年度第 8 回大学運営会議議事録(7月24日)		2-34
	令和元年度第 4 回大学運営会議議事録(5月29日)		2-35
	改善報告書2017		2-36

	大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査（平成27年度）の結果について/寄付金募集要項		2-37
	2017第三者検証に係る意見書		2-38
	情報公開	○	2-39
	椋山女学園大学HP	○	2-40
	自己点検・評価	○	2-41
	財務状況	○	2-42
	内部質保証推進体制の改善について（2019年度）		2-43
	椋山女学園大学の自己点検・評価における評価の視点		2-44
3 教育研究組織	学園総合案内2019		3-1
	就職実績	○	3-2
	椋山人間学研究センター	○	3-3
	椋山女学園食育推進センター	○	3-4
	椋山歴史文化館	○	3-5
	中期的な計画・事業計画・事業報告	○	3-6
	椋山女学園食育推進基本指針	○	3-7
	「自校史教育」への取り組み	○	3-8
4 教育課程・学習成果	大学ポートレート(椋山女学園大学)	○	4-1
	履修の手引2019 生活科学部		4-2
	履修の手引2019 国際コミュニケーション学部		4-3
	履修の手引2019 人間関係学部		4-4
	履修の手引2019 文化情報学部		4-5
	履修の手引2019 現代マネジメント学部		4-6
	履修の手引2019 教育学部		4-7
	履修の手引2019 看護学部		4-8
	履修の手引2019 生活科学研究科		4-9
	履修の手引2019 人間関係学研究科		4-10
	履修の手引2019 現代マネジメント研究科		4-11
	履修の手引2019 教育学研究科		4-12
	国際コミュニケーション学部 3つのポリシー	○	4-13
	看護学部 3つのポリシー	○	4-14
	教育学研究科 3つのポリシー	○	4-15
	教育学部 3つのポリシー	○	4-16
	文化情報学部 3つのポリシー	○	4-17
	生活科学研究科 3つのポリシー	○	4-18
	私のキャリアマップ		4-19
	椋山発の女性たち		4-20
	椋山女学園のあゆみ		4-21
	食育ガイド		4-22
	学食メニュー2019		4-23
	椋大生のための食事バランスガイド		4-24
	「ファーストイヤーゼミ」シラバス		4-25
	2019スクーリング実施内容		4-26
	入学前準備教育DVD講座のご案内		4-27
	高大連携協定書		4-28
	協定校対象体験授業のご案内		4-29
	椋山女学園大学教養教育機構規程		4-30
	数字で見る椋山の魅力	○	4-31
	「食品栄養科学特別研究」シラバス		4-32
	「生活環境学特別研究」シラバス		4-33
	2019年度キャリア教育科目		4-34
	2018年度第1回教育内容検討会議 議事録(管理栄養学科)		4-35
	2018年度メディア情報学科教育内容検討会議資料		4-36
	椋山女学園大学全学教務委員会規準		4-37
	令和元年度第12回大学運営会議 議事録		4-38
	令和元年度第7回大学運営会議議事録		4-39
	Student Handbook_Diary2019		4-40
	学生支援に関する方針、GPA利用に係る申合せ		4-41
	シラバス検索ページ	○	4-42
	2019年度シラバスの重点ケースの確認・点検について		4-43
	2019年度前期授業アンケート結果		4-44
	平成29年度第21回大学運営会議議事録		4-45
	2020年度開講に向けた教養教育科目開講方針		4-46
	2019年度における履修登録者数が少ない科目の取扱いについて		4-47
	S＊map（椋山女学園大学学生支援システム）マニュアル2019年度版		4-48
	Glexa教職員ガイド		4-49

	WebClassユーザマニュアル 「図書館概論」シラバス 「プログラミング1」シラバス 2019SUCCESSガイド 履修カルテ作成マニュアル（2019） 椋山女学園大学のキャリア育成 女子大生が作る自分たちが欲しくなる名古屋土産 国際コミュニケーション学部が中部国際空港株式会社と産学連携授業を実施 2019年度年間行事予定表 教育学部単位認定資料 椋山女学園大学試験及び成績評価に関する規準 現代マネジメント学部試験実施要領 試験中の不正行為に関する懲戒規準 教養教育科目における成績評価の上限の目安について 平成30年度「ふれあい実習Ⅰ」運営について 「基礎看護学実習」シラバス 2019年度早期体験実習ループリック評価表 在宅看護学実習ループリック評価表 2019年度第420回文化情報学部教授会議事録 令和元年度第5回全学FD委員会議事録 椋山女学園大学生活科学部教授会規準 椋山女学園大学国際コミュニケーション学部教授会規準 椋山女学園大学人間関係学部教授会規準 椋山女学園大学文化情報学部教授会規準 椋山女学園大学現代マネジメント学部教授会規準 椋山女学園大学教育学部教授会規準 椋山女学園大学看護学部教授会規準 現代マネジメント学部 第319回教授会（議事録）卒業判定 管理栄養学科が卒業研究発表会を行いました 生活環境デザイン学科が「2019年度卒業展」を開催しました 2018現代マネジメント学部卒業論文要旨集 椋山女学園大学教育学部履修規準 椋山女学園大学人間関係学部履修規準 椋山女学園大学大学院研究科委員会規準 椋山女学園大学大学院学位規準 アセスメント・ポリシー 学生総合満足度調査（H30-1年生修了時） 学生総合満足度調査（H30-2年生修了時） 学生総合満足度調査（H30-4年生卒業時） 平成30年度学生の学修時間等に関するアンケート調査（結果） 卒業後の就職状況に関するアンケート（平成30年度）集計結果 令和元年度第15回大学運営会議議事録 入試区分別GPA及び退学・除籍者分析報告 現代マネジメント学部2019年度第1回・第2回学部将来検討委員会議事録 椋山女学園大学学位規準			4-50 4-51 4-52 4-53 4-54 ○ 4-55 ○ 4-56 ○ 4-57 4-58 4-59 4-60 4-61 4-62 4-63 4-64 4-65 4-66 4-67 4-68 4-69 4-70 4-71 4-72 4-73 4-74 4-75 4-76 4-77 ○ 4-78 ○ 4-79 4-80 4-81 4-82 4-83 4-84 4-85 4-86 4-87 4-88 4-89 4-90 4-91 4-92 4-93 4-94
5 学生の受け入れ	生活科学部 3つのポリシー 現代マネジメント学部 3つのポリシー 人間関係学研究科 3つのポリシー 2020年度学生募集要項（一般、センター） 2020年度学生募集要項（AO） 2020年度学生募集要項（公募制推薦） 2020年度学生募集要項（音楽実技、同窓生推薦） 2020年度学生募集要項（社会人、帰国生、外国人） 2020年度学生募集要項（編入学） 2020年度学生募集要項（大学院） 令和2年度大学入学者選抜実施要項について（通知） 椋山女学園大学入学センター規程 椋山女学園大学入学基本事項検討委員会規準 椋山女学園大学入試実施委員会規準 椋山女学園大学出題委員会規準 椋山女学園大学入学広報実施委員会規準 2020年度椋山女学園大学入学試験実施要綱 椋山女学園大学AO選抜第1次評価判定会議の設置について 高校教員対象説明会資料（入試区分、定員等） 入試業務免除の取扱いについて 2020年度椋山女学園大学 一般入試A実施要領 2020年度椋山女学園大学 一般入試A監督要領	○ ○ ○		5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11 5-12 5-13 5-14 5-15 5-16 5-17 5-18 5-19 5-20 5-21 5-22

	2019年度・2020年度椋山女学園大学大学院入学試験実施要綱 H31入試 2月22日3月23日繰上げ合格資料 受験生に対する入学試験の成績開示について（結果） 試験問題と解答の公表について 大学院 合同説明会要項 大学院WG記録 平成28年度第2回大学運営会議議事録 2019年度6月定例管理栄養学科会議録 生活環境デザイン学科会議議事録（2018年12月、2019年1～4月） 2020年度指定校推薦基準 平成30年度第3回看護学部入試委員会議事録 第225回教育学部定例教授会議事録 2019年度第1回椋山女学園高大連絡協議会記録 2019年度第2回椋山女学園高大連絡協議会記録 2019年度第7回入学基本事項検討委員会議事録 2019年度第2回入学基本事項検討委員会議事録 2019年度第3回入学広報実施委員会議事録		5-23 5-24 5-25 5-26 5-27 5-28 5-29 5-30 5-31 5-32 5-33 5-34 5-35 5-36 5-37 5-38 5-39
6 教員・教員組織	椋山女学園大学の各種方針 椋山女学園大学教員資格基準規程 電子情報セキュリティガイドブック（教職員編） 令和元年度第16回大学運営会議議事録 各学部・研究科の教員組織の編成に関する方針 平成31年度 学校基本調査 生活科学部教員選考内規 国際コミュニケーション学部教員選考内規 人間関係学部教員選考内規 文化情報学部教員選考内規 現代マネジメント学部教員選考内規 教育学部教員選考内規 看護学部教員選考内規 大学IRレポート 担当コマ数 生活科学研究科教員資格審査内規 人間関係学研究科教員資格審査内規 現代マネジメント研究科教員資格審査内規 教育学研究科教員資格審査内規 生活科学研究科教員資格審査内規の申合せ事項 人間関係学研究科教員資格審査内規申合せ事項 現代マネジメント研究科教員資格審査内規申合せ事項 教育学研究科教員資格審査内規教員資格審査内規申合せ事項 生活科学部管理栄養学科教員採用基準申し合わせ 生活科学部生活環境デザイン学科・教員採用基準申し合わせ 人間関係学部教員選考内規に関する申し合わせ 文化情報学部教員選考内規に関する申し合わせ 現代マネジメント学部教員選考に関する申し合わせ 教育学部教員採用基準に関する申し合せ事項 看護学部教員選考内規に関する申し合せ 看護学部教員選考基準に関する申し合せ 生活科学部管理栄養学科教員昇任基準申し合わせ 生活科学部生活環境デザイン学科昇任基準申し合わせ 国際コミュニケーション学部昇任人事に関する学部に申し合わせ 椋山女学園大学現代マネジメント学部教員資格基準内規 平成30年度第12回大学運営会議議事録 教員活動評価票 椋山女学園大学全学FD委員会規準 椋山女学園大学大学院FD委員会規準 椋山女学園大学ベストティーチャー賞に関する規準 椋山女学園大学国内研修規程 椋山女学園大学海外研修規程 教員履歴・業績 2017年度文化情報学部FD活動「卒業研究関連授業の改善」（活動記録） 2018年度文化情報学部FD活動報告書 2018年度大学院授業アンケート実施についての確認・検証報告（教育学研究科） 椋山女学園大学人間論実施委員会規準	○	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8 6-9 6-10 6-11 6-12 6-13 6-14 6-15 6-16 6-17 6-18 6-19 6-20 6-21 6-22 6-23 6-24 6-25 6-26 6-27 6-28 6-29 6-30 6-31 6-32 6-33 6-34 6-35 6-36 6-37 6-38 6-39 6-40 6-41 6-42 6-43 6-44 6-45 6-46
7 学生支援	学生支援のためのガイドライン 椋山女学園大学 学生支援に関する方針 CAREER GUIDE BOOK 2021		7-1 7-2 7-3

	学修・生活指導教員制度	○	7-4
	令和元年度「父母の集い」開催の御案内		7-5
	国際化ビジョン	○	7-6
	国際交流センター	○	7-7
	椋山女学園大学国際交流センター規程		7-8
	海外留学	○	7-9
	令和元年度第13回大学運営会議議事録		7-10
	退学者・除籍者・休学者の状況について		7-11
	2020年度 転学部・転学科募集要項・結果		7-12
	大学生基礎力レポートⅠ全体結果報告書		7-13
	2018年度奨学金給付・貸与状況/2019年度奨学金採用状況（新規採用分）		7-14
	学生相談室	○	7-15
	医務室	○	7-16
	ハラスメントに対する取り組み	○	7-17
	学生寮・下宿情報の提供	○	7-18
	第65回東海公衆衛生学会学術大会抄録原稿		7-19
	椋山女学園大学キャリア育成センター規程		7-20
	椋山女学園大学キャリア育成センター運営委員会規程		7-21
	椋山女学園大学人材バンク制度の活用に関する申合せ		7-22
	2019年度3年生向け就職ガイダンス計画		7-23
	平成30年度キャリア育成センターガイダンス・講座実施実績		7-24
	椋山女学園大学ピアキャリアアドバイザーの実施要領		7-25
	インターンシップの手引（2019年度夏期インターンシップガイダンス）		7-26
	インターンシップ報告書（平成29年度春期・平成30年度夏期）		7-27
	平成29年度 ポートフォリオ モニター協力者によるアンケートまとめ		7-28
	学生サポーター制度	○	7-29
	「ピア・サポート理論と実践」シラバス		7-30
	ピアサポーターが「ピアカフェ」を開催しました	○	7-31
	2020年度学生サポーター 活動予定		7-32
	TEAM RENATA主催の就職活動壮行会が開催されました	○	7-33
	大学案内2019(抜粋)		7-34
	クラブ・サークル	○	7-35
	2018年度学生総合満足度調査 不満足な点		7-36
	椋山女学園大学国際交流委員会規程		7-37
	椋山女学園派遣交換留学生奨学金の廃止について		7-38
	平成30年度第8回全学学生委員会議事録		7-39
	平成30年度キャリア育成センター 外部評価		7-40
	平成30年度第9回キャリア育成センター運営委員会議事録		7-41
	令和元年度第3回大学運営会議議事録		7-42
	平成30年度生 就職内定・進路状況		7-43
	平成30年度キャリア教育・キャリア支援に関するアンケート概要		7-44
	平成30年度卒業後の就業状況等に関するアンケート概要		7-45
	2018企業アンケート調査報告		7-46
	本学の学食が「健康な食事・食環境」の認証を受けました！	○	7-47
	平成29年度卒業後の就業状況等に関するアンケート概要		7-48
8 教育研究等環境	教育研究等環境の整備に関する方針		8-1
	建物配置図		8-2
	平成30年度椋山女学園FM支援業務完成図書		8-3
	バリアフリー例		8-4
	英語実践プログラム	○	8-5
	大学報「風」vol.52		8-6
	学生控室改修プロジェクト「RENATA」座談会		8-7
	ラーニング・コモンズがオープンしました	○	8-8
	日進キャンパスマップ	○	8-9
	椋山女学園非構造部材等耐震点検・劣化調査報告書		8-10
	H31予算採択事業の執行予定表		8-11
	椋山女学園エネルギー使用量データのまとめ（平成30年度）		8-12
	椋山女学園情報セキュリティポリシー		8-13
	椋山女学園電子情報セキュリティ規程		8-14
	椋山女学園電子情報リスク対応規程		8-15
	椋山女学園電子情報セキュリティ緊急対応規程		8-16
	椋山女学園電子情報資産区分ガイドライン		8-17
	椋山女学園パソコン等利用ガイドライン		8-18
	電子情報セキュリティガイドブック（学生編）		8-19
	図書館年次報告 平成30年度 Ⅱ資料編_施設概要（中央）		8-20
	図書館年次報告 平成30年度 Ⅱ資料編_施設概要・資料配置状況（日進）		8-21
	図書館年次報告 平成30年度 Ⅱ資料編_受入		8-22

	図書館年次報告 平成30年度 II資料編_サービス&コミュニケーション 図書館HP 教員研究費積算基礎表 学園研究費支給規程 H30学園研究費(D)募集要項・申請書 椋山女学園大学海外研修規程施行規則 椋山女学園大学ティーチング・アシスタント規程 椋山女学園大学情報スチューデント・アシスタント要項 椋山女学園大学学術研究倫理憲章 椋山女学園大学学術研究倫理ガイドライン 椋山女学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程 椋山女学園大学動物実験等に関する取扱規程 椋山女学園大学生生活科学部研究倫理審査委員会規程 椋山女学園大学看護学部研究倫理審査委員会規程 椋山女学園大学人間関係学部における人を対象とする研究に関する倫理審査内規 椋山女学園大学文化情報学部における人を対象とする研究に関する倫理審査内規 椋山女学園大学教育学部における人を対象とする研究に関する倫理審査内規 椋山女学園大学における研究倫理教育の基本方針について 平成30年度第1回研究倫理委員会(A) 議事録	○	8-23 8-24 8-25 8-26 8-27 8-28 8-29 8-30 8-31 8-32 8-33 8-34 8-35 8-36 8-37 8-38 8-39 8-40 8-41
9 社会連携・社会貢献	社会連携センターの行動目標・行動計画 椋山女学園大学社会連携センター規程 社会連携センター 椋山女学園大学臨床心理相談室規程 椋山女学園大学臨床心理相談室 図書館サービス 主な連携先 社会連携に関する主な活動 日進市との連携講座「子ども大学につしん」を開催しました 生活環境デザイン学科の学生が東山動植物園もみじ狩り「紅葉ライトアップ」を盛り上げています 椋山女学園食育推進センター規程 なごや食育応援隊隊員紹介 『＃ベジフルなごや』フォトコンテスト」の審査協力を行いました 椋山フォーラム「『和食』って、いいね。」を開催しました 「東邦ガス 親子エコ・クッキング教室」を開催 JAあいち経済連、味の素株式会社とコラボで「ラブベジ料理教室」を開催 平成29年度椋山女学園『食』に関する実態調査 椋山人間学研究センター規程 椋山女学園歴史文化館規程 椋山歴史文化館ニュースvol. 21 2019年度社会連携センター事業報告	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	9-1 9-2 9-3 9-4 9-5 9-6 9-7 9-8 9-9 9-10 9-11 9-12 9-13 9-14 9-15 9-16 9-17 9-18 9-19 9-20 9-21
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	学長メッセージ2019(アクションプラン) 学長メッセージ(中長期計画) 椋山女学園大学長候補者選考規程 椋山女学園大学長候補者選考規程の施行に関する規程 椋山女学園大学学長補佐規程 椋山女学園大学生生活科学部長候補者選考規程 椋山女学園大学国際コミュニケーション学部長候補者選考規程 椋山女学園大学人間関係学部学部長候補者選考規程 椋山女学園大学文化情報学部学部長候補者選考規程 椋山女学園大学現代マネジメント学部長候補者選考規程 椋山女学園大学教育学部長候補者選考規程 椋山女学園大学看護学部長候補者選考規程 椋山女学園大学大学院研究科長候補者選考規程 椋山女学園大学協議会規程 椋山女学園大学大学院大学院委員会規程 椋山女学園大学改革審議会設置要綱 令和元年度第6回大学運営会議議事録 椋山女学園大学危機管理規程 令和元年度第1回危機管理委員会議事録 椋山女学園経理規程 研究費等の管理・監査のガイドライン 椋山女学園予算の支出に関する細則 椋山女学園監事監査規程 椋山女学園監査室規程 令和元年度内部監査計画		10(1)-1 10(1)-2 10(1)-3 10(1)-4 10(1)-5 10(1)-6 10(1)-7 10(1)-8 10(1)-9 10(1)-10 10(1)-11 10(1)-12 10(1)-13 10(1)-14 10(1)-15 10(1)-16 10(1)-17 10(1)-18 10(1)-19 10(1)-20 10(1)-21 10(1)-22 10(1)-23 10(1)-24 10(1)-25

	2019年度内部監査改善指示書 2019年度内部監査改善報告書 椋山女学園事務組織規程 椋山女学園SD委員会要項 平成31年度椋山女学園大学SD実施計画 SD研修会案内 他大学訪問調査 学園報162 自己申告書様式 平成30年度監査報告書 私立大学等改革総合支援事業を中心とする私学助成を基盤とした取組と成果 学校法人椋山女学園就業規則 学校法人椋山女学園事務職員の採用・昇任等に関する要項 椋山女学園規程集(CD-ROM) 学校法人実態調査表(令和元年度)	○	10(1)-26 10(1)-27 10(1)-28 10(1)-29 10(1)-30 10(1)-31 10(1)-32 10(1)-33 10(1)-34 10(1)-35 10(1)-36 10(1)-37 10(1)-38 10(1)-39 10(1)-40
10 大学運営・財務 (2) 財務	平成31年3月予算委員会記録 財政見通しについて 2018財産目録 2018資金収支計算書 2018貸借対象表 平成30年度予算書 平成30年度補正予算書 大学活性化経費採択状況集計 H30部門別経常費配付額積算根拠 平成26年度計算書類 平成27年度計算書類 平成28年度計算書類 平成29年度計算書類 平成30年度計算書類 令和元年度計算書類 5ヵ年連続財務計算書類(椋山女学園大学)		10(2)-1 10(2)-2 10(2)-3 10(2)-4 10(2)-5 10(2)-6 10(2)-7 10(2)-8 10(2)-9 10(2)-10 10(2)-11 10(2)-12 10(2)-13 10(2)-14 10(2)-15 10(2)-16
その他	学生の履修登録状況(過去3年間) 経常収支差額比率・積立率シミュレーション FD・SDの参加率について		

椋山女学園大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	中長期計画2020-2030		実地1-1
2 内部質保証	H30. 6. 13第5回大学運営会議議事録 企画課報告H30. 7. 5 平成30年度自己点検・評価の実施説明会 第3期認証評価スケジュール		実地2-1 実地2-2 実地2-3 実地2-4
3 教育研究組織	椋山女学園大学PDCAサイクル図 第469回生活科学部教授会議事録 第494回生活科学研究科委員会議事録 第332. 333回国際コミュニケーション学部教授会議事録 第574回人間関係学部教授会議事録 第309回人間関係学研究科委員会議事録 第335回現代マネジメント学部定例教授会議事録 現代マネジメント研究科第73回研究科委員会議事録 第241回 教育学部教授会議事録 第80回 教育学研究科委員会議事録 運営委員会記録抜粋（看護学部）		実地3-1 実地3-2 実地3-3 実地3-4 実地3-5 実地3-6 実地3-7 実地3-8 実地3-9 実地3-10 実地3-11
4 教育課程・学習成果	大学改革アクションプラン2020 仕事学入門・ライフデザイン資料2020. 7. 9 履修の手引2020 国際コミュニケーション学部 令和2年度第1回教育内容検討委員会議事録 シラバス記載上の留意事項 学生の学修時間等に関するアンケート（2019年度） 令和元年度第5回教養教育機構運営委員会議事録 看護学部ループリック資料（2019年度早期体験実習） 生活環境学特別研究審査基準の申し合わせ 令和2年度大学運営会議 第8回議題		実地4-1 実地4-2 実地4-3 実地4-4 実地4-5 実地4-6 実地4-7 実地4-8 実地4-9 実地4-10
5 学生の受け入れ	出題委員会議事録（H29～R2）		実地5-1
6 教員・教員組織	椋山女学園大学・大学院FD活動報告書抜粋 授業アンケート集計結果（科目別集計表）抜粋 椋山女学園大学・大学院FD活動報告書（平成30年度）FD研修会抜粋 椋山女学園大学・大学院FD活動報告書（2019年度）FD研修会抜粋 遠隔授業に関する勉強会・意見交換会（20200414配信） 「今年度の振り返り」と「来年度の目標」のアンケート（2019年度）結果（20200428 全学FD委員会資料） 2019年度新任教員研修プログラム（国、人、現、看） 2020年度新任教員研修プログラム（人、情、現、教、看） 現代マネジメント研究科教員一覧		実地6-1 実地6-2 実地6-3 実地6-4 実地6-5 実地6-6 実地6-7 実地6-8 実地6-9
7 学生支援	椋山女学園個人情報保護方針 椋山女学園個人情報保護規程 全学学生委員会 議事録_190416 学生サポーター資料 令和元年度第21回大学運営会議 議事録 平成31年度第1回全学教務委員会議事録 令和元年度第3回全学教務委員会議事録 令和元年度第4回全学教務委員会議事録 令和元年度第13回大学運営会議議事録 令和元年度第13回大学運営会議資料（障害者支援体制の整備について） 第1回学生相談室定例会議議事録20190415		実地7-1 実地7-2 実地7-3 実地7-4 実地7-5 実地7-6 実地7-7 実地7-8 実地7-9 実地7-10 実地7-11
8 教育研究等環境	トイレのバリアフリー化 司書資格を有する者の名簿 平成25年3月11日予算委員会記録 海外研修員実績 国内研修員実績 大学非常勤講師等の任用及び給料等に関する規程 研究倫理審査等件数 2019年度椋山女学園FM支援業務委託契約書		実地8-1 実地8-2 実地8-3 実地8-4 実地8-5 実地8-6 実地8-7 実地8-8

	FM支援業務 現地調査結果一覧		実地8-9
9 社会連携・社会貢献	社会連携センター運営委員会 議事録_H29.11.28 平成29年度第14回大学運営会議議事録 社会連携センター20171207 椋山女学園大学教育改革2017成果報告 平成27年度第3回大学運営会議議事録 椋山女学園大学教育改革2015報告 グローバル研修 椋山女学園連絡会議に関する要綱 学園報164	○ ○	実地9-1 実地9-2 実地9-3 実地9-4 実地9-5 実地9-6 実地9-7 実地9-8 実地9-9
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	役職者一覧 椋山女学園大学図書館長候補者選考規準 椋山女学園大学大学情報教育開発センター規程 椋山女学園学園情報センター規程 椋山女学園オープンカレッジセンター規程 椋山女学園大学生活科学部管理栄養学科主任候補者選考内規 椋山女学園大学生活科学部生活環境デザイン学科主任候補者選考内規 椋山女学園大学国際コミュニケーション学部主任候補者選考内規 椋山女学園大学人間関係学部学科主任候補者選考内規 椋山女学園大学文化情報学部学科主任候補者選考内規 椋山女学園大学現代マネジメント学部現代マネジメント学科主任候補者選考内規 椋山女学園大学教育学部主任候補者選考内規 椋山女学園大学看護学部看護学科主任候補者選考内規 R02.03.17大学協議会議事録 学長補佐の業務分担 生活科学部教授会議事録（大学協議会協議員） 国際コミュニケーション学部教授会議事録（大学協議会協議員） 人間関係学部教授会議事録（大学協議会協議員） 文化情報学部教授会議事録（大学協議会協議員） 現代マネジメント学部教授会議事録（大学協議会協議員） 教育学部教授会議事録（大学協議会協議員） 看護学部教授会議事録（大学協議会協議員） 生活科学研究科委員会議事録 人間関係学研究科委員会議事録 現代マネジメント研究科委員会議事録 教育学研究科委員会議事録 学校法人椋山女学園寄附行為 局長賞候補者推薦依頼 自己申告書等について 事務職員昇任候補者の推薦について 椋山女学園 事務職員の人材育成 全体イメージ図		実地10(1)-1 実地10(1)-2 実地10(1)-3 実地10(1)-4 実地10(1)-5 実地10(1)-6 実地10(1)-7 実地10(1)-8 実地10(1)-9 実地10(1)-10 実地10(1)-11 実地10(1)-12 実地10(1)-13 実地10(1)-14 実地10(1)-15 実地10(1)-16 実地10(1)-17 実地10(1)-18 実地10(1)-19 実地10(1)-20 実地10(1)-21 実地10(1)-22 実地10(1)-23 実地10(1)-24 実地10(1)-25 実地10(1)-26 実地10(1)-27 実地10(1)-28 実地10(1)-29 実地10(1)-30 実地10(1)-31
10 大学運営・財務 (2) 財務	令和2年7月20日予算委員会記録		実地10(2)-1